種まき通信No.73

いつも市民派 ずっと無党派

小林じゅん子 議会だより

事務所　〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10

Tel.0263-83-4387（090-4546-3496）　Fax.0263-83-4938

http://junko.voicejapan.net/　メールはjunko@childnet.ne.jp

発行日：2020年10月20日

発行者：小林純子

◆安曇野市議会９月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Ｑ１．安曇野市の内部統制　現状への認識は

６月に行った文書質問に対する市長回答から見えてきた内部統制の問題点を中心に、不適正な事務処理の改善や法令遵守の徹底など、安曇野市役所の内部統制のあり方について質問。個別、具体的な問題をいくつか質したが、これは決して些細な細部の問題ということではなく、全体に関わる問題を反映した結果であり、見逃すことはできない。

Ｑ２.精神障がいへの福祉医療給付費制度　見直しへ

Ｑ３.障害年金に上乗せの子ども向け加算の新制度は

Q1【小林質問】　昨年度退職したセクハラ被害職員は、雇用保険の失業給付金申請に当たり、セクハラによる強度のストレスで精神を患い退職したことが認められ特定受給資格者となった。一方、加害者職員は訓告以下の処分で、市のセクハラに対する認識や処分は軽すぎるのでは。

【総務部長】　分限懲戒審査委員会で総合的に考慮し決定した公平な処分である。

【小林質問】　ＳＬ機関車移設事件に関わって少なくとも２件の法令違反があったが、関係職員の処分はあったか。

【総務部長】　分限懲戒審査委員会の案件（処分の対象）となっていない。

【小林質問】　守秘義務違反の指摘（職員の告発）について調査したか。

【総務部長】　守秘義務違反の事実は確認できなかった。

Q2 福祉医療給付費制度 見直しへ

安曇野市の精神障害者福祉医療給付制度では、精神障害の通院、入院、リハビリ等について、支給の対象範囲が他市町村に比べて狭いので、近隣の他市町村並みに広げてほしいとの陳情書が提出され、これを市議会は、平成30年12月議会で採択した。その後、どのような検討がされているか聞いた。

【小林質問】　精神障がい者の福祉医療の水準を上げるべく見直しを。

【福祉部長】　近隣市町村の多くは２級の手帳所持者について全診療科の通院も対象とし給付している。本市においても、他市同様に支援範囲を拡大することを検討している。

Q3障害年金に上乗せされる子供向け加算の新制度について

【小林質問】　児童扶養手当と障害年金・子ども向け加算の新制度とは。

【福祉部長】　障害年金受給のひとり親は児童扶養手当を受給できかったが、制度改正により令和３年３月から児童扶養手当の一部が受給できる。

【小林質問】　児童扶養手当と公的年金等の両方を受給するには手続が必要。市がこれに該当する方々を把握し通知しない限り、手続きに至らない人も出てくるのでは。

【福祉部長】　広報あづみのや市のホームページで、手続について案内の掲載を行うとともに、庁内関係部署、福祉事業所等にチラシなどを配布するなど、周知に努める。

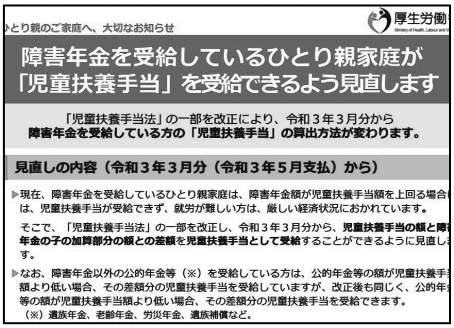

▲来年度から障害年金ひとり親家庭にも児童扶養手当の一部が支給されます。

議員活動報告会とまちづくりトーク

市民の皆さんとの意見交換の時間を拡大。小林じゅん子のほか増田望三郎議員、林孝彦議員が参加。どうぞお気軽においで下さい

日時：10月25日(日)午後２時

場所：豊科交流学習センター「きぼう」２階　学習室１

＊オンラインでも開催＊

日時：10月２８日(水)夜７時

＊27日までにjunko@childnet.ne.jpメールにてお申し込みください。（ご自宅からパソコンやスマホなどでご参加いただけるよう、事前準備をいたします。）

離職票の書き方、手続きを知らない安曇野市？！
～文書質問に対する市の回答に驚く～

本年３月議会の一般質問において、小林じゅん子が指摘した職員の懲戒処分に関する問題点について、文書質問で再確認しました。そのうちの一つ、庁内セクハラ事件の加害事実を認定された職員の懲戒処分と再発防止策について。

【小林質問】　被害者の女性職員（非正規）が雇用保険の失業給付金申請にあたり、セクハラでやむを得ず退職したことが認められ「特定受給資格者」の権利を得た。したがって、加害者職員は訓告や厳重注意ですむはずはなく、戒告以上の懲戒処分が相当である。処分の見直しは行わないのか。

【市　長】　セクハラが受給の要件になっていたかどうかは、市では確認できない。「セクハラでやむを得ず退職した」との質問内容は事実に反している。加害者職員への処分は分限懲戒審査委員会が決定したので、見直しは行わない。

驚くべき回答です。失業給付金の申請には、市が発行する離職票が必要です。そこには退職理由が書かれており、「市では確認できない」はずがないのです。今回のケースでは、自己都合退職ではなくセクハラが原因だと異議申し立てがあったので、重ねて市が確認しなければ手続きはできません。そこまでセクハラを認めないのはなぜなのでしょうか。

◆セクハラ関係の懲戒処分の動向

2019年3月 LINEメールでセクハラ
鎌倉市 40代男性職員 停職１カ月

2019年11月 LINEメールでセクハラ
市川市 30代男性職員 減給10分の1（3カ月）

種まき通信No.73

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年４回発行しています。そのうちの１回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

歳入決算額429億7,813万円
歳出決算額421億6,641万円

「安曇野市の一般会計、令和元年度の決算は、令和2年度への繰越財源を控除した実質収支額は7億6,007万円、一般会計と10の特別会計を含めた実質収支額の総額は、10億592万円で、全ての会計において黒字決算となった」（市長報告）

◆黒字とはいえ、46億円余を借入し、52億円余を返済に充てている財政状況。

◆決算は、市の施政方針、当初予算で示された重点課題の結果に対する事後評価であり、将来にわたってより効率的な行政運営を行うための予算編成の基本となるものとして重要です。したがって、決算認定に際して、賛成の一言で済ますことができない課題もあることを指摘したうえで、決算認定・賛成の討論を行いました。

◆それは、指定管理者制度の問題です。

令和元年度決算において、この指定管理者制度の問題を見てみると、①市の三セクが指定管理している「ほりでーゆ～四季の里」、「ファインビュー室山」両施設は新型コロナ感染症の拡大が経営不振に追い打ちをかけた形で、施設の譲渡の道筋もなかなか見えない。②豊科開発振興公社が指定管理する「安曇野の里」は、市の関与が薄く指定管理の手法が不透明。③三郷やすらぎ空間施設は、これまでどの指定管理者も定着しないまま、漫然と指定管理を続けている。④市の社会就労センター4施設は、指定管理制度の導入によりサービス水準の維持が危ぶまれる状況。等々、共通の問題として指定管理者制度を導入して外部へ任せることで、事業の丸投げの傾向が強まり、行政として果たすべき責任や機能の低下を招いているのではないか。

◆そんななか、三郷村時代に一早く指定管理者制度を導入した三郷堆肥センターが、その運営の長年に亘る問題を直視し廃止の方向が決まったことは評価しつつ、指定管理者制度の見直しはしっかりと行うべきと考えます。

◆指定管理者制度が創設されて17年、現在、市の施設82の施設が指定管理者によって管理運営されていますが、指定管理者制度導入の検証を行う時期に来ていることを指摘して、一般会計の決算に賛成しました。

◆安曇野の地下水を汚染させない陳情書◆

～受理した後に一転 陳情書は審査せず議員配布するだけに～

市政についての要望や意見等があるときは、だれでも請願や陳情を提出することができます。議員の紹介があるものを「請願」といい、紹介がないものを「陳情」といいます。陳情も、請願と同様に市民の要望や意見等を述べることですが、請願のような法的な定めはありません。

陳情を請願より軽く扱い、陳情書を議員配布するだけで委員会で審査しない議会が多いのですが、安曇野市議会では陳情を請願に準じて取り扱う（委員会で審査する）ことになっています。受理した請願・陳情は、議会運営委員会でどの常任委員会に付託するか協議・決定し、付託された場合は委員会で審査し、その報告に基づき、本会議で「採択」か「不採択」を決定します。

ところが、この９月議会では、陳情の取り扱いに疑問点が多く、市民の要望や意見を軽く扱っているように思え、申し訳ないような気持になりました。

特に残念だったのは、「安曇野の地下水を汚染させない陳情書」。８月１９日に受理され、議会運営委員会で総務環境委員会に付託し審査することが決まったにも関わらず、あとになって廃棄物処理施設に係わる裁判で係争中の内容が一部含まれるという理由で、一度は受理した陳情書を審査しないことにしたのです。

しかし、この陳情は裁判の争点となっていることをどうこうしようというものではなく、廃棄物処理施設の下水道使用量の推移に不審な点があるので、汚水が下水道に流れず地下浸透していないかどうか、市に調査してもらいたいという陳情なのです。

受理した陳情を、係争中だからという漠然とした理由により、あとから審査を拒否するようなことは非常に問題だと思います。この陳情書を目にした担当部署の職員が「係争中です」と申し出たのか、議会側のだれかが係争中の市側の事情を忖度（そんたく）したのか。議会の独立性はどこへいったのでしょう。この裁判の終結にはこの先まだ何年もかかるかもしれないのに、現在進行中の下水道使用量の不審な数値や、地下水汚染の疑いを放置してよいはずがありません。使用量を計測して料金を計算し徴収することは市の仕事です。「係争中だからふれない」ですむ話ではありません。

百歩譲って陳情を審査しないとしても、陳情書が指摘している不審な点については調査・検討するのが議会の務めではないでしょうか。

私が所属する経済建設委員会では、この陳情書について地下水汚染に係わる緊急性の高い問題と認識し、所管する上下水道部に見解を質しました。陳情書の内容をよく精査し、問題があった場合はしっかりと対応するよう要望したところです。

◆新型コロナ感染関連の支援第３弾 補正予算第4号・第5号◆

◆あづみの学生応援便　891万円
安曇野市出身の県外在学学生へ、米やリンゴなど地域特産品の詰め合わせ、市ロゴ入りトートバックを送付。

◆新型コロナウイルス感染症外来検査センター事業　1,000万円
新型コロナウイルス感染症の外来・検査センターの施設整備と運営経費。

◆第２弾プレミアム付商品券事業（30%のプレミアム付き）　1億5,300万円
年末年始に向けて、プレミアム付商品券、１セット13,000円分を10,000円で販売。専用はがきで申し込み、応募多数の場合は抽選で。応募締め切りは11月6日。

◆高校生世代支援臨時給付金事業　4,244 万円
これまで支援が届かなかった高校生世代（２年生及び３年生世代）のため、１人あたり２万円の給付金を支給。

その他、支援策第3弾の詳細は市ホームページをご覧ください。

http://www.city.azumino.nagano.jp/gikai/　安曇野市議会ホームページで、議案に対する議員別賛否の一覧をご覧いただけます。